

第14回原子力委員会定例会議議事録(案)

1. 日時 2003年5月20日(火) 10:30~11:10
2. 場所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室
3. 出席者 藤家委員長、遠藤委員長代理、木元委員、竹内委員、森嶋委員
内閣府 榊原参事官(原子力担当)
経済産業省 原子力安全・保安院
原子力発電安全審査課
佐藤統括安全審査官、渡邊課長補佐
放射性廃棄物規制課
吉田廃棄物検査管理官、大浅田審査班長
文部科学省
原子力課 中西課長
経済産業省 資源エネルギー庁
原子力政策課 安井企画官
4. 議題
 - (1) 九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)
 - (2) 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更について(諮問)
 - (3) 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について(横断的事項方針の審議)
 - (4) 原子力委員会へのご質問・ご意見について
 - (5) その他
5. 配布資料
 - 資料1-1 九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)(案)
 - 資料1-2 九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)の概要について
 - 資料2-1 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可について(諮問)
 - 資料2-2 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可申請の概要について
 - 資料3-1 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独

- 立行政法人化に向けての横断的事項に関する方針（案）
- 資料 3 - 2 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合する
独立行政法人への原子力委員会の関与について（案）
- 資料 4 原子力委員会へのご質問・ご意見について（集計結果）
- 資料 5 第 13 回原子力委員会定例会議議事録（案）

6 . 審議事項

- (1) 九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更（ 1 号、 2 号、
3 号及び 4 号原子炉施設の変更）について（答申）

標記の件について、佐藤統括安全審査官より資料 1 - 2 に基づき説明があり、以下の質疑応答の上、平成 15 年 2 月 17 日付け平成 14・10・30 原第 2 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認め、経済産業大臣あて答申することを決定した。

(竹内委員) 排ガス処理設備に関しては今までの実績から判断して必要のない設備を削減し、固体廃棄物貯蔵庫については六ヶ所再処理工場に持っていくまでのバッファとして貯蔵容量を増やす、という理解で良いのか。

(佐藤統括安全審査官) 排ガス処理装置の実績については、試運転時に動かしただけはあるが、最近ではほとんど使われたことがない。固体廃棄物の貯蔵庫については、貯蔵容量 2 万 9 千本に対して、約 2 万本を越えるところにきており、将来に対する余裕を確保するということから、更なる増築を計画しているということである。

- (2) 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更について（諮問）

標記の件について、吉田廃棄物検査管理官より資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(木元委員) 新しく設置する「 B 棟」は、ガラス固化体検査装置などを保管している部分以外は、既設とサイズや仕様はほとんど同じという解釈で良いのか。

(吉田廃棄物検査管理官) その通りである。

(藤家委員長) このような建屋で、耐用年数という考え方はあるのか。

(吉田廃棄物検査管理官) 耐用年数というよりは、我々は30年～50年はここで貯蔵すると考えており、それに対応した設計がされている。

(藤家委員長) ガラス固化体を50年間預かるという話と、貯蔵する建物自体が50年間預かったら終わりだということとは異なる。

(木元委員) その点はとても微妙なところである。耐用年数という言い方をあえてしないという意味は、六ヶ所が最終処分地になるという懸念が、地元である青森にはまだあり、例えば、耐用年数100年と言ってしまったら、100年後まで貯蔵し続けるのかという話になる。先日開催された「核燃料サイクルのあり方を考える検討会」においても芦野氏から話があったが、「ガラス固化体は50年で持って帰るのではないか、だから、六ヶ所の施設は50年で終わりではないか」と思っている県民の方がまだいらっしやる。この点をいつかきちんと説明しなければならない。耐用年数をきちんと考慮し、「繰り返し貯蔵されても大丈夫であり、30年、40年、あるいは、50年で終わるものではない」ときちんと言わないといけない。政治的なコメントでしか出ていない面があるから、正直に言わなければならない部分が出てくると思う。

(3) 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について(横断的事項方針の審議)

標記の件について、榊原参事官より資料3-1及び資料3-2に基づき説明があり、以下のとおり意見交換があった。

(中西課長) 原子力委員会の方から、資料3-1及び資料3-2に記載されている項目について検討するということであるから、文部科学省としてもしかるべく考慮していきたい。制度官庁等の関係省庁ともよく議論していきたいと思う。

(安井企画官) 資料3-1の横断的事項に関する方針については、このようなことは必要だと思う。また、資料3-2の原子力委員会の関与については、法律論的整理については、法制局などしかるべきところに話を聴けば良いと思うが、資料に記載されていること自体には異存はない。

(遠藤委員長代理) 資料3-1の横断的事項に関して異存はない。資料3-2の原子力委員会の関与に関しては、ここに記載されている中身自体は問

題ないと思うが、原子力委員会と新法人との関係については、了解事項ではなく、新法人の設置法なりにきちんと法文化されることが必要だと思う。この点は議事録にきちんと残し、関係者にきちんと伝わるようにしていただきたい。

(森島委員) 前回の議論の延長線上で、今後、文部科学省において検討してほしい。

(木元委員) 前回は意見を申し上げたが、原子力委員会の関与に関する議論は、有事関連法案の審議において、法文に基本的人権という言葉を入れるか入れないかの議論があったのと同じような印象を持っている。基本的に原子力委員会が持っている権限は、原子力基本法の中で決められているものとして認知されている。これからどうやってお互いに納得し合って作り上げていくのかということだと思う。

(藤家委員長) 新法人は独立行政法人になるという意味を十分に認識しておく必要があると思う。当事者責任をより明確にし、その責任においてきちんと行うということになる。原子力委員会としては、原子力基本法に位置づけられた原子力委員会の役割・使命との関連で、この問題を扱い、ここまで合意ができたということは大変結構だと思うが、ここで2点申し上げておきたい。

一つは、資金の話である。新法人は、主導的立場、役割分担的立場、それから支援的立場によって事業を行う場合、それぞれの資金を獲得する努力目標が異なるだろうということで、資料3-1の3ページの「(5)産学官の連携強化」に「以上のような産学官の連携強化にあわせて研究開発に必要な資金の多様化に努めていくことも重要である」と記載した。

もう一つは、原子力委員会の大きな役割の一つとして、原子力政策に対して責任を持ち、その基本政策を原子力長期計画に明示し、同時に現実方策を考え、そのバランスを図ることを目的として行っている、という点である。現実方策については、5年ごとに見直すというわけにはいかないという状況がこれまでもあり、随時、変える必要のあるときは変えなければならない。このことが、資料3-2の第2パラグラフに「原子力委員会は、原子力基本法等に基づき、新法人の業務に関して引き続き所要の調整を行い」として記載されていると思う。ここでは、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法に規定されている内閣総理大臣を通じて主務大臣に勧告できる原子力委員会の権限との間には、相当な違いがあることを明確にし、必要なインタラクションが可能であるということを文章に記載したと認識している。

(竹内委員) 産学官連携については、「学」の方でも大学の独立行政法人化

が進んでおり、教育の面、人材育成の面において、将来、原子力をどうしたら良いのか、議論が始まったところである。産業界の方も将来の人材について、日本原子力産業会議において、とりまとめを行いつつあり、是非とも、両省とも国をあげて、原子力教育、人材確保という面について、検討を活性化してほしい。

それから、廃棄物について、資料 3 - 1 の 4 ページに「新法人全体の経営に及ぼす影響について検討し、必要な資金等について見通しを得る必要がある」と記載したが、両省もこの点について自覚しており、こういう面で、将来、独立行政法人化が進んだとき、経営の負担にならないような仕組みを検討してほしい。

(4) 原子力委員会へのご質問・ご意見について

標記の件について、榊原参事官より資料 4 に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(森嶋委員) 回答作成中というのも、回答ができたなら、この場で新たに審議するということか。

(榊原参事官) その通りである。

(木元委員) これまで回答に対する再質問というのはあったのか。

(榊原参事官) 今まではなかった。

(7) その他

- ・事務局作成の資料 5 の第 1 3 回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。
- ・事務局より、5 月 2 7 日(火)に次回定例会議が開催される旨、発言があった。